

令和7年の農地渇水・高温により影響を受けている

## 農業者等の皆様への緊急支援

市では、今夏の農地渇水と高温により、経営に影響を受けている農業者等の皆様を対象に、経営の安定化を目的とした緊急金融支援制度を創設しました。

### 支援の内容

- 融資実行後2年分の借入利子相当額を一括補助
- 融資実行後2年分の信用保証料相当額を一括補助

### 対象となる方

次の要件をいずれも満たす必要があります。

- 市内に住所又は事業所を有すること。
- 市税を完納していること。
- 補助金の交付を申請する日において、継続して農業等を行っていること。
- 令和7年の農地渇水・高温による収入の減少を理由に借入れをすること。



## 対象の資金

### ○上越市農林水産業振興資金

#### 市の支援

- ・融資実行後2年分の借入利子相当額を一括補助
- ・融資実行後2年分の信用保証料相当額を一括補助

|       | 内 容   |
|-------|---|
| 融資対象者 | 農林水産業を営む個人又は法人等   |
| 資金使途  | 建築物の新築、改築及び改修、機械導入、資材導入、基盤整備<br>施設整備、運転資金 など                  |
| 融資限度額 | 2,000万円（機械導入、建築物の新築、改築及び改修の場合）<br>1,000万円（上記以外）               |
| 融資金利  | 年1.5%（固定金利）<br>実質金利 <b>1～2年目 0.00%</b> 3年目～ 自己負担              |
| 融資期間  | 15年以内（うち据置期間3年以内）（建築物の新築、改築及び改修の場合）<br>7年以内（うち据置期間2年以内）（上記以外） |
| 保証料   | 借入れ後 <b>2年分の保証料相当額を一括補助</b> （3年目以降は自己負担）<br>※借入れ時の保証料率を適用します。 |

#### <問い合わせ・ご相談>

- ・えちご上越農業協同組合
- ・八十二銀行
- ・糸魚川信用組合
- ・上越市漁業協同組合（相談のみ）
- ・第四北越銀行
- ・大光銀行
- ・東日本信用漁業協同組合連合会 上越営業店
- ・くびき野森林組合（相談のみ）
- ・上越信用金庫
- ・新井信用金庫

※上記金融機関の市内各店舗で取り扱っています



融資対象事業等の詳しい情報は、二次元コードを読み取ってください。



## ○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫)

市の支援

- ・融資実行後2年分の借入利子相当額を一括補助

|       | 内 容  |
|-------|--|
| 資金用途  | 社会的・経済的環境の変化等により経営状況が悪化している場合に農林漁業者の経営の安定に必要な資金                                    |
| 融資対象者 | 認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織（要件あり）   |
| 融資限度額 | 一般：600万円<br>特認：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額（簿記記帳を行っている場合）                    |
| 融資金利  | 年1.05～1.65%（令和7年7月18日現在。利率は改定されます。）<br>実質金利 <b>1～2年目 0.00%</b><br><b>3年目～ 自己負担</b> |
| 保証料   | 不要   |
| 融資期間  | 15年以内（うち据置期間3年以内）  |

<問い合わせ・ご相談>

日本政策金融公庫 新潟支店 農林水産事業：025-240-8511

## ○民間金融機関による農地渇水や高温被害に係る緊急特別融資

市の支援

- ・融資実行後2年分の借入利子相当額（最大1.65%）を一括補助
- ・融資実行後2年分の信用保証料相当額を一括補助

|       | 内 容   |
|-------|---|
| 融資対象者 | 高温・渇水の影響により資金繰り等に影響を受けた農業者等                                   |
| 融資金利  | 実質金利 <b>1～2年目 1.65%を超過した金利を自己負担</b><br><b>3年目～ 自己負担</b>       |
| 保証料   | 借入れ後 <b>2年分の保証料相当額を一括補助</b> （3年目以降は自己負担）<br>※借入れ時の保証料率を適用します。 |

<問い合わせ・ご相談>

上越市農林水産部農村振興課 電話 025-520-5752（直通）

Mail [nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp](mailto:nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp)

※取扱いが可能な金融機関や取扱いの開始日は金融機関によって異なりますので、農村振興課までお問い合わせください。

申込期間

**令和7年8月8日(金)から令和8年2月27日(金)まで**

※期間内に融資実行が完了していることが要件になります。

## お手続きの流れ

### 1 相談

金融機関へ融資の相談を行います。

### 2 事務手続き

融資を受けるために必要な手続きを行います。併せて、融資を受ける方の資金借入れに関する資料について、金融機関が市に提供することへの同意書を提出します。

### 3 審査・貸付実行

金融機関での審査があります。審査後、金融機関が貸付を実行します。

### 4 市への補助金交付申請

補助事業の対象要件を満たしている方は交付申請書を市へ提出します。

### 5 審査・交付決定

市は補助金の交付申請書類を審査した後、補助金の交付決定を行い、その結果を申請者に郵送します（交付決定通知）。

### 6 請求書提出

交付決定通知に同封の請求書を期限までに市へ提出します。

### 7 補助金の交付

請求書の審査を行い、補助金を交付します（口座振込）。

<問い合わせ・ご相談>

上越市農林水産部農村振興課 管理係

電話 025-520-5752（直通）

Mail [nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp](mailto:nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp)